

利用者負担について

令和元年8月1日

- 放課後等デイサービス・児童発達支援のサービスの利用者負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、1か月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※事業所で定めている諸経費は、別途かかります。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護世帯	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割28万円 ^(注) 未満）	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

●児童発達支援の幼児教育無償化について（令和元年10月1日より）

- 子ども・子育て支援法の一部改正により、令和元年10月から幼児教育無償化が開始となります。これにより、児童発達支援を利用する3歳から5歳に該当するお子さんは、負担上限月額に関わらず、利用者負担が**無料**となります。
- 無償化の対象となる期間は、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学前の3年間（年少から年長）です。

無償化期間	対象者
令和元年10月1日～令和2年3月31日	平成25年4月2日生から平成28年4月1日生
令和2年4月1日～令和3年3月31日	平成26年4月2日生から平成29年4月1日生

●利用者負担上限額管理について

- 利用者負担上限額がある方で、複数の事業所を利用することにより、1か月の利用者負担額の合計が負担上限月額を超える場合は、サービス利用をする前に、「上限額管理事業所」を決める必要があります。
- 複数の事業所を利用する場合は、事前に「上限額管理」の届出を必ずお願いいたします。なお、複数の事業所を利用する無償化対象の児童は、費用が無償となるため「上限額管理」の届出は必要ありません。

●高額障害福祉サービス費について

- 障害福祉サービス（居宅介護、短期入所等）及び障害児通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援等）、補装具費の合算額が、負担上限月額以上となった場合は、償還払い（還付）により利用者負担を軽減します。
- 対象となる方には、当該月の2～3ヶ月後に市役所から通知をします。申請の際には、サービス利用料金等を事業所に支払ったことが分かるもの（領収書等）が必要になりますので、廃棄せずに保管をお願いします。



<お問合せ先>

土浦市役所 障害福祉課

〒300-8686 土浦市大和町9-1

TEL 029-826-111 内線 2470